

## 取りまとめ（案）に対する修正案

法制審議会－刑事法（再審関係）部会

委員 鴨志田 祐美

委員 村山 浩昭

幹事 田岡 直博

本修正案は、当部会における四巡目の調査審議の結果を踏まえ、私達3名が、現時点において、実務的課題及び理論的課題を克服することができると考えた案を取りまとめたものであり、従前の提案を撤回又は変更する趣旨ではない。改正法の運用状況を踏まえた検討（見直し）が行われる際には、本修正案に含まれない項目も含めて、改正の要否及び規定の在り方が検討されるべきである。

なお、当部会の役割は、法制審議会総会が法務大臣の諮問に対する答申を取りまとめるに当たり参考となる意見を述べることにあるから、取りまとめの際に反対意見ないし少数意見があった場合には、その旨を明記した上で、両論併記にすべきである（「審議会等の整理合理化に関する基本的計画」（閣議決定）は、運営指針の一つとして、「審議を尽くした上でなお委員の間において見解の分かれる事項については、全委員の一致した結論をあえて得る必要はなく、例えば複数の意見を並記するなど、審議の結果として委員の多様な意見が反映された答申とする」ことを求めている。）。

### 第1 再審請求審における証拠の提出命令等

#### 1 証拠の提出命令

(1) 法務省事務当局試案第1・1を、次のとおり修正すべきである（第217回国会衆法第61号第444条の4第1項、第3項、第4項及び第5項参照）。

(1) ~~審判開始決定（「第4」2(2)ウの審判開始決定をいう。3において同じ。）を~~  
~~した再審の請求を受けた~~裁判所は、再審の請求の理由に関連すると認められる  
~~証拠又は送致書類等目録~~について、~~再審の請求をした者又は弁護人から開示~~  
~~の請求があった場合においては、その関連性の程度~~~~その他の当該再審の請求~~  
~~についての裁判をするために提出を受けることの必要性の程度~~~~並びにその提~~  
~~出を受けた場合に生じるおそれのある弊害の内容及び程度を考慮し、相当と~~  
~~認めるときは、次に掲げるときを除き、再審の請求をした者若しくは弁護人の~~

~~請求により又は職権で、~~決定で、検察官に対し、~~当該証拠の提出再審の請求をした者及び弁護人に対する開示を命じなければならない。~~

- 一 再審の請求が不適法であるとき。
- 二 再審の請求に理由がないことが明らかなとき。
- 三 再審の請求の理由と開示の請求に係る検察官保管証拠等との関連性の程度その他の開示の必要性の程度並びに開示によつて生じるおそれのある弊害の内容及び程度を考慮して相当でないと認めるとき。

(2) 第一項の開示は、検察官保管証拠等を閲覧する機会（弁護人に対しては、閲覧し、かつ、謄写する機会）を与える方法によりするものとする。

(3) 裁判所は、(1)の決定又は(1)の請求を却下する決定をするには、検察官の意見を聽かなければならないものとする。

(4) (1)の決定又は(1)の請求を却下する決定に対しては、即時抗告をすることができるものとする。

(2) 更に、次の規定を設けるべきである（第217回国会衆法第61号第444条の5参照）。

(1) 再審の請求を受けた裁判所は、検察官保管証拠等について、再審の請求をした者及び弁護人に対する開示の必要性の程度並びに開示によつて生じるおそれのある弊害の内容及び程度を考慮して相当と認めるときは、職権で、決定で、検察官に対し、再審の請求をした者及び弁護人に対する開示を命ずることができる。

(2) 前項の決定については、1・(2)、(3)及び(4)の規定を準用する。

## 2 証拠又はその一覧表の提示命令

法務省事務当局試案第1・2には賛成する（第217回国会衆法第61号第444条の6参照）。

## 3 証拠の閲覧・謄写

(1) 法務省事務当局試案第1・3には賛成する。

(2) 刑事訴訟法第四編に次の規定を設けるべきである（この規定による閲覧の場合にも、刑事訴訟規則第301条は適用される。）。

再審の請求をした者は、裁判所の許可を得て、裁判所において、訴訟に関する記録及び証拠物を閲覧することができる。

**4 複製等の適正管理**

**5 複製等の目的外使用の禁止**

**6 目的外使用の罪**

法務省事務当局試案第1・4ないし6には反対する。

**第2 再審請求審・再審公判における裁判官の除斥・忌避**

1 法務省事務当局試案第2・1を、次のとおり修正すべきである（第217回国会衆法第61号第20条8号参照）。

裁判官は、次に掲げる場合は、職務の執行から除斥される

裁判官が再審又は再審の請求の手続について、当該再審若しくは再審の請求に係る被告事件の裁判又はその裁判の基礎となつた取調べに関与したとき。ただし、受託裁判官として関与した場合は、この限りでない。

2 法務省事務当局試案第2・2には反対する。

**第3 再審の請求についての調査手続・審判手続等**

**1 再審の請求の方式**

法務省事務当局試案第3・1には賛成する。

**2 再審の請求についての調査手続**

法務省事務当局試案第3・2には反対する。

**3 再審請求審における事実の取調べ**

(1) 法務省事務当局試案第3・3・(1)には反対する。

(2) 法務省事務当局試案第3・3・(2)を、次のとおり修正すべきである。

(2) 再審の請求をした者（~~検察官を除く。4、5(2)及び6において同じ。~~）、又は弁護人~~又は~~検察官は、~~審判開始決定をした~~裁判所に対し、事実の取調べを請求することができる。

(3) 更に、次の規定を設けるべきである。

(3) **再審の請求をした者**（再審の請求をした者が有罪の言渡しを受けた者の法定代理人又は保佐人である場合にあっては、再審の請求をした者及び有罪の言渡しを受けた者）及び弁護人は、事実の取調べに立ち会い、証人の尋問の場合に

は、その証人を尋問することができる。ただし、再審の請求をした者が事実の取調べに立ち会うことに支障がある場合は、この限りではない。

- (4) (3)の事実の取調べのうち、証人尋問、検証及び鑑定は、裁判所外で行われるものと除き、公開の法廷でこれをしなければならない。
- (5) 裁判所は、事実の取調べをした場合には、これを再審の請求をした者、弁護人及び検察官に通知しなければならない。

#### 4 再審の請求についての意見聴取並びに審理を終結する日の指定及びその通知

- (1) 法務省事務当局試案第3・4・(1)を、次のとおり修正すべきである。

- (1) ~~審判開始決定をした~~再審の請求を受けた裁判所は、審理を終結するには、再審の請求について、再審の請求をした者（再審の請求をした者が有罪の言渡しを受けた者の法定代理人又は保佐人である場合にあっては、再審の請求をした者及び有罪の言渡しを受けた者）、弁護人及び検察官の意見を聴かなければならない。
  - (1)の2 前項の意見の聴取は、公開の法廷でこれをしなければならない。ただし、再審の請求をした者が出頭することに支障がある場合は、この限りではない。
  - (1)の3 前項の場合において、裁判所は、審理を終結する日（以下4において「審理終結日」という。）を定めなければならない。

- (2) 法務省事務当局試案第3・4・(2)ないし(6)には賛成する。

#### 5 再審の請求について決定をする日の指定及びその通知

法務省事務当局試案第3・5には賛成する。

#### 6 再審請求手続の受継

法務省事務当局試案第3・6には賛成する。

#### 7 期日指定に関する規律（論点整理案8・(2)）

次の規定を設けるべきである（第217回国会衆法第61号第444条の2及び第444条の3参照）。

- (1) 再審の請求を受けた裁判所は、再審の請求をした者又は弁護人の申立てにより又は職権で、再審の請求の手続を行う期日を指定し、又はこれを変更することができる。
- (2) (1)の期日には、検察官を出席させることができる。

- (3) (1)の期日は、これを再審の請求をした者、弁護人及び前項の規定により出席させる検察官に通知しなければならない。
- (4) (1)の期日においては、裁判長が手続を指揮する。
- (5) (1)の期日における手続については、裁判所の規則の定めるところにより、調書を作成しなければならない。

#### 第4 再審請求又は再審開始決定があった場合の刑の執行停止

##### 1 検察官による刑の執行停止時期の明確化

法務省事務当局試案第4・1には賛成する。

##### 2 死刑確定者の拘置の停止

法務省事務当局試案第4・2には賛成する。

##### 3 再審請求があった場合の刑の執行停止に関する規定（論点整理案9・(1)）

次の規定を設けるべきである。

再審の請求の理由について疎明があり、かつ、刑の執行により償うことができない損害が生ずるおそれがあることにつき疎明があったときは、裁判所は、請求により又は職権で、再審の請求についての裁判があるまで、決定で、刑及び拘置の執行を停止することができる。

#### 第5 再審の請求に係る決定に対する即時抗告等の提起期間の延長

法務省事務当局試案第5を、次のとおり修正すべきである。

- 1 ~~審判開始決定後の~~ 刑事訴訟法第447条第1項~~又は第448条第1項の決~~定に対する即時抗告の提起期間は、同法第422条の規定にかかわらず、14日とするものとする。
- 2 1の即時抗告に係る抗告裁判所の決定に対する刑事訴訟法第433条第1項の抗告の提起期間は、同条第2項の規定にかかわらず、14日とするものとする。

#### 第6 再審請求手続に関する費用補償制度

法務省事務当局試案第6・1及び2には賛成する。

## 第7 再審開始決定に対する不服申立て（論点整理案2、検討資料第2）

次の規定を設けるべきである（第217回国会衆法第61号第450条の2参照）。

第四百二十八条第二項、第四百三十三条第一項及び前条の規定にかかわらず、検察官は、第四百四十八条第一項の決定に対しては、第四百二十八条第二項の異議の申立て、第四百三十三条第一項の抗告及び即時抗告をすることはできない。

## 第8 再審開始事由（論点整理案4）

### 1 刑事訴訟法第435条第6号（論点整理案4・(1)及び(2)）

刑事訴訟法第435条第6号を次のとおり改めるべきである。

新たな証拠が発見され、それ単独で、又は他の全証拠と総合して判断したときに、有罪の言渡を受けた者に対して無罪若しくは免訴を言い渡し又は公訴を棄却し、刑の言渡を受けた者に対して刑の免除を言い渡し若しくは必要な刑の減輕をし、又は原判決において認めた罪より軽い罪を認めるべきとき。

### 2 手続の憲法違反（論点整理案4・(3)）

刑事訴訟法435条に次の事由を設けるべきである。

原判決の手続に判決に影響を及ぼすべき憲法違反があって、原判決を破棄しなければ著しく正義に反すると認めるとき。

### 3 刑事訴訟法第437条（論点整理案4・(4)）

刑事訴訟法第437条ただし書を、次のとおり改めるべきである。

但し、公訴が提起された場合において、証拠がないという理由によって確定判決を得ることができないときは、この限りでない。

## 第9 弁護人による援助（論点整理案7）

### 1 再審請求審又はその準備段階における国選弁護制度（論点整理案7・(1)）

次の規定を設けるべきである。

裁判所は、再審の請求をした者が貧困その他の事由により弁護人を選任することができない場合において、事案の内容、再審の請求をした者の状況その他の事情を考慮し、弁護人が関与する必要があると認めるときは、再審の請求をした者の請求により又は職権で、弁護人を附さなければならない。